

令和 8 年度島根県除雪機械運転資格取得支援補助金の概要

目的

県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的に、除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る費用の一部を支援します

制度の概要

- (1)対象者: 県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者
- (2)対象経費: 以下の資格の取得に要する教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額
 - ・大型自動車免許
 - ・大型特殊自動車免許
 - ・車両系建設機械運転技能講習なお、交通費や旅費、宿泊費は補助の対象ではありません
- (3)資格を取得する際の条件: 60 歳未満であること
- (4)補助率: 1/3(限度額は1人につき 20 万円以内)

令和 8 年度の事業内容

受付期間: 令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 12 月 10 日(木)
注) **教習等の受講前**に、交付申請手続きが必要です。

募集人数: 約 50 名

資格を取得したことを報告する期限: 令和 8 年 12 月 18 日(金)

交付要綱は『島根県道路維持課』と検索し、新着情報から入手ください

URL: <https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/road/keikaku/iji/shikaku.html>

書類提出先、事前相談先

各県土整備事務所、土木事業所担当者

担当者は『島根県道路維持課』と検索し、新着情報から入手ください

URL: <https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/road/keikaku/iji/shikaku.html>